

令和 7 年 度

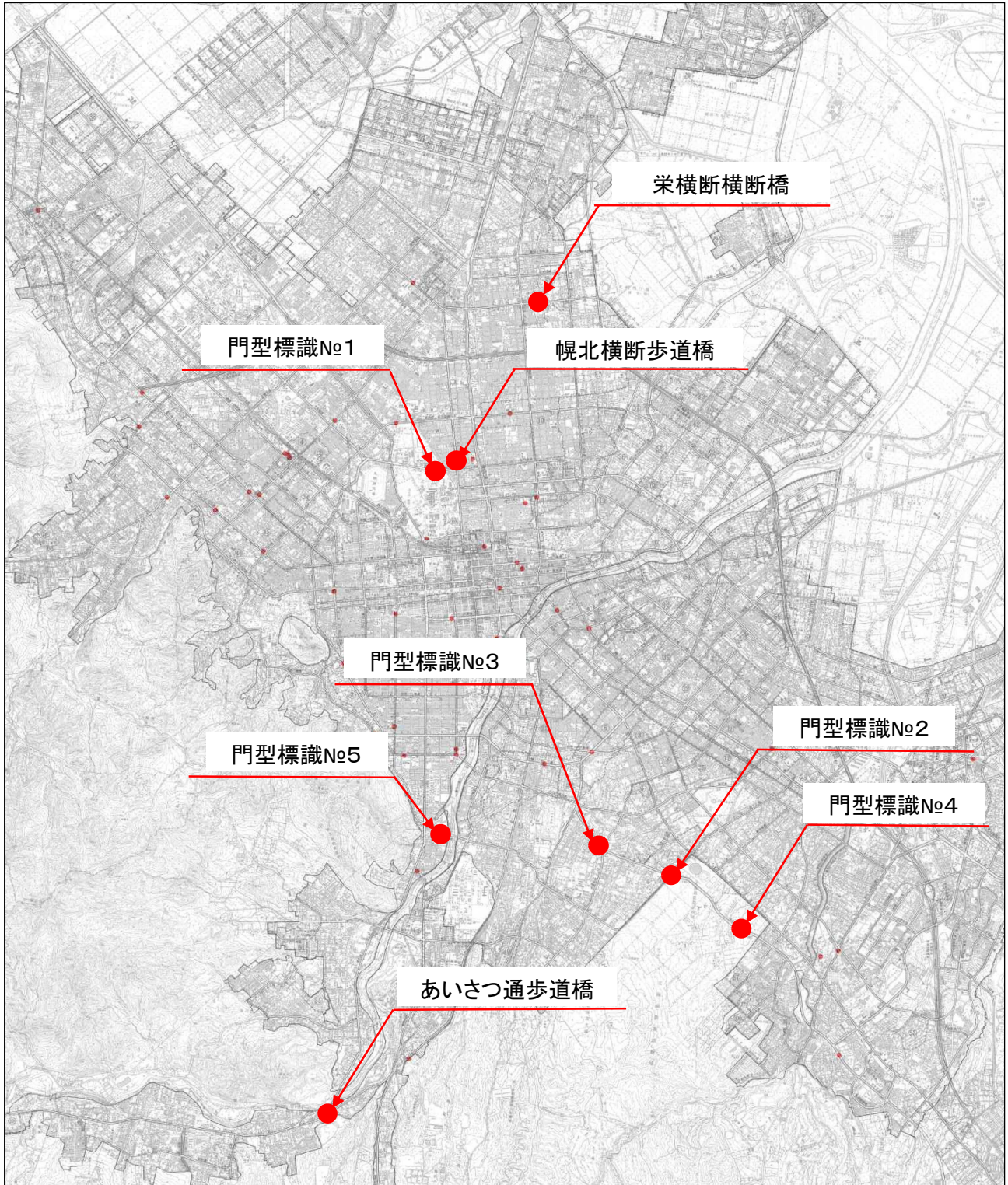
業務設計書（公示用）

業務名： 栄横断歩道橋ほか 2 橋及び門型標識補修検討業務

令和 7 年 8 月 単価適用

建設局 土木部 道路維持課 計画係

位置図



()	業務名	栄横断歩道橋ほか2橋及び門型標識補修検討業務
-----	-----	------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

本業務は、札幌市トンネル等長寿命化修繕計画に基づく補修工事の実施設計業務を発注するために、近接目視による定期点検結果及び現地踏査を基に補修工法を選定し、概算工事費等を算出することを目的とする。

【対象施設】

栄横断歩道橋、幌北横断歩道橋、あいさつ通歩道橋、門型標識5基

2. 場所

東区北42条東10丁目ほか

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月6日までとする。

4. 図面

なし

5. 仕様書

札幌市トンネル等長寿命化修繕計画、横断歩道橋定期点検要領、門型標識等定期点検要領、その他関係資料及び特記仕様書によること。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

栄横断歩道橋ほか2橋及び門型標識補修検討業務 特記仕様書

1 総則

本仕様書は、札幌市が実施する横断歩道橋及び門型標識の「栄横断歩道橋ほか2橋補修及び門型標識補修検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか10. その他関連資料等に準拠し、またその他関係諸法規を順守して行なうものとする。

2 業務の目的

本業務は、札幌市トンネル等長寿命化修繕計画に基づく補修工事の実施設計業務を発注するために、近接目視による定期点検結果及び現地踏査を基に補修工法を選定し、概算工事費等を算出することを目的とする。

対象施設は、横断歩道橋3橋（栄横断歩道橋、幌北横断歩道橋、あいさつ通歩道橋）と、門型標識5基（下記参照）である。

番号	所在	設置路線名	設置住所 (カッコ内は補足)
1	北区	北15条線	北区北14条西4丁目
2	豊平区	主要道道西野真駒内清田線	豊平区羊ヶ丘（ドーム南西交差点北側）
3	豊平区	主要市道羊ヶ丘線	豊平区西岡3条4丁目1
4	豊平区	主要市道羊ヶ丘線	豊平区羊ヶ丘（7号橋東側）
5	南区	主要道道西野真駒内清田線	南区川沿1条1丁目2

3 主任設計者・照査技術者

(1) 本業務の主任技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

(2) 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。

なお、資格要件で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件	技術士：建設部門－「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理部門－「建設－鋼構造及びコンクリート」 RCCM：鋼構造及びコンクリート ※上記のいずれかの資格保有者とする。
------	---

主任設計者は、契約図書に基づき設計業務に関する技術上の管理を行なうものとする。また屋外における設計業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行なうとともに、本業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、設計図書に定める又は担当職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行なわなけ

ればならない。

なお、主任設計者と照査技術者の兼任は不可とする。

4 設計等項目及び方法

(1) 補修工法検討（横断歩道橋）

①設計計画

（設計計画）

業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成し提出する。

（設計条件の確認）

特記仕様書や台帳に示された横断歩道橋の諸条件や維持管理区分等の基本条件を確認し、当該設計用に整理する。

（補修工法の選定）

横断歩道橋の構造、環境条件、過年度の点検結果や現地踏査等、その他の条件を勘案し、札幌市トンネル等長寿命化修繕計画に基づき、各補修検討項目について構造特性、施工性（施工の安全性、難易性、確実性）、経済性、耐久性等、総合的な観点から特徴や課題を整理し、評価を加えて補修工法の選定を行う。その際見積等が必要な特殊な調査・設計項目がある場合は、個別に見積書及び仕様書を作成する。

②現地踏査

現地踏査を行い当該業務の調査等に係る条件の確認を行うとともに、工事実施の際の施工条件の確認を行う。また、貸与する過年度の点検・調査結果との比較を行い、損傷の状況等を把握する。

③設計図作成

横断歩道橋一般図を作成し、跨道状況、施工条件等を記入する。また、損傷状況を把握し、数量を算出するための損傷図を作成する。最終的に決定した補修工法については、補修一般図を作成し、位置及び内容を整理する。

④概算工事費算出

補修案に対し概算数量を算出し、概算工事費を算定する。また、補修工事に伴う概略の施工計画を立案し、工程表について整理を行うこと。その際、同時に行うことが可能な工種等を整理し、極力最短の工程表とすること。

⑤照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- a) 基本条件の決定、現地状況の妥当性
- b) 一般図の適切性、近接施設、施工条件
- c) 補修方針、手法の適切性
- d) 概略施工計画の妥当性の確認
- e) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性

⑥報告書作成

設計業務の成果として、設計業務概要書（ダイジェスト版）、設計図面（損傷図・補修一般図）、数量計算書、概算工事費、概略工程表、施工計画書、現地踏査結果等について作成を行う。これに加え、補修工法比較案に関する検討結果として、実施設計が必要となる補修工法一覧表の作成を行う。一覧表には一般図、技術的特徴、課題を列記し、比較案の評価および最適補修案を明示する。

また、実施設計の必要項目及び申し送り事項を整理する。

報告書とは別に道路標識等が添架されている場合、交通管理者と協議するための資料という事を踏まえ一覧表を作成すること。

(2) 補修工法検討（門型標識）

①設計計画

（設計計画）

業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成し提出する。

（設計条件の確認）

特記仕様書や台帳に示された門型標識の諸条件や維持管理区分等の基本条件を確認し、当該設計用に整理する。

（補修工法の選定）

門型標識の構造、環境条件、過年度の点検結果や現地踏査等、その他の条件を勘案し、札幌市トンネル等長寿命化修繕計画に基づき、各補修検討項目について構造特性、施工性（施工の安全性、難易性、確実性）、経済性、耐久性等、総合的な観点から特徴や課題を整理し、評価を加えて補修工法の選定を行う。また、No. 3 主要市道羊ヶ丘線（豊平区西岡 3 条 4 丁目 1）においては、片持式（L・F 型）への設置替えを検討する。

②現地踏査及び調査

現地踏査を行い当該業務の調査等に係る条件の確認を行うとともに、工事実施の際の施工条件の確認を行う。また、貸与する過年度の点検・調査結果との比較を行い、損傷の状況等を把握する。

なお、過年度の点検成果には形状（高さ、幅、径など）、数量（ボルト類の交換必要数など）は記載されていないため、設計図を作成するための必要な調査をすること。また、ボルト類の交換が必要な箇所において、ボルト径が標識板の固定金具として満足していない場合には、取り換えが必要なため確認をすること。

③設計図作成

一般図を作成し、跨道状況、施工条件等を記入する。また、損傷状況を把握し、損傷図を作成する。最終的に決定した補修工法については、数量を算出するための補修一般図及び補修詳細図を作成し、位置及び内容を整理すること。

④概算工事費算出

補修案に対し数量計算書及び概算数量を算出し、概算工事費を算定する。

また、補修工事に伴う施工計画を立案し、使用する機材や仮設材の選定・工程表について整理を

行うこと。その際、同時に行うことが可能な工種等を整理し、極力最短の工程表とすること。

⑤照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- a) 基本条件の決定、現地状況の妥当性
- b) 一般図の適切性、近接施設、施工条件
- c) 補修方針、手法の適切性
- d) 概略施工計画の妥当性の確認
- e) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性

⑥報告書作成

設計業務の成果として、設計業務概要書（ダイジェスト版）、設計図面（損傷図・補修一般図）、数量計算書、概算工事費、概略工程表、施工計画書、現地踏査結果等について作成を行う。これに加え、補修工法比較案に関する検討結果として、実施設計が必要となる補修工法一覧表の作成を行う。一覧表には一般図、技術的特徴、課題を列記し、比較案の評価および最適補修案を明示する。

また、工事項目及び施工時の申し送り事項を整理する。

報告書とは別に道路標識等が添架されている場合で、仮設（仮囲い等）により視認出来ないことが想定される場合や、撤去再設置等が必要なものについては交通管理者と協議するための資料という事を踏まえた一覧表を作成すること。

(3) 打合せ

業務における打合せは、初回・中間３回・最終の計５回とする。

- ①初回：着手時打合せ
- ②中間１回目：設計条件及び過年度の点検結果及び現地踏査による現状確認結果について
- ③中間２回目：現地調査結果及び各検討の方向性について
- ④中間３回目：補修工法の選定について
- ⑤最終：成果品納入時

(4) 一般調査

塗膜調査

分析試験の基準

本業務において、調査対象とする化学物質の判定方法は以下とする。

- 1) 鉛含有量試験
 - ・ JIS K 5674
- 2) クロム含有量試験
 - ・ JIS K 5674
- 3) アスベスト分析（定性）
 - ・ JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2

検査対象一覧

	鉛含有量試験	クロム含有量試験	アスベスト 分析
栄横断歩道橋	○	○	○
幌北横断歩道橋	○	○	○
あいさつ通歩道橋	○	○	○

(5)設計留意書の作成

概略設計を通じて得た着目点、留意点等について実施設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する。

5 成果品

以下の成果品を納品すること。

- (1) 横断歩道橋・門型標識報告書（業務概要版、業務報告書） 各 1 部
- (2) 電子データ（CD-R 等） 2 部
- (3) その他、業務担当者が必要と認めたもの

6 交通誘導警備員について

- 市街地（人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる現地踏査を行う場合には、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書（写し）

- 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- 交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。
- 市街地において検定合格警備員の配置が困難な場合は、業務担当者と協議すること。
- 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

(http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html)

7 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

8 環境負荷低減への取組み

- 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 その他

- (1) 本業務を進めるにあたり、札幌市トンネル等長寿命化修繕計画を参考に検討を行うこととする。ただし、近年の補修技術の進歩を考慮し、対象施設の長寿命化に資すると考えられる工法について、最新の知見を反映すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、新工法・新材料などの新技術等の活用を検討を行い、効率的・効果的と判断される補修工法についても、施工条件などを踏まえた合理的と判断できる場合には採用を検討すること。
- (3) 業務内容について、現地調査・試験結果等により、追加検討・調査の必要性が生じた場合は、直ちに業務担当者と協議すること。追加検討・調査等については、先送りすることなく、本業務内で完了させなければならない。
- (4) 調査時間は、周辺環境及び交通量等を勘案し、原則昼間作業にて実施すること。
- (5) 交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行ない安全管理に努めること。
- (6) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議すること。
- (7) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 その他関連資料

- 1) 札幌市トンネル等長寿命化修繕計画 令和7年3月
- 2) 歩道橋定期点検要領 令和6年9月 国道交通省道路局
- 3) 横断歩道橋定期点検要領（技術的助言）令和6年3月 国土交通省・道路局
- 4) 横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月 国土交通省・道路局
- 5) 基礎データ収集要領 令和6年9月 国土交通省・道路局
- 6) 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、歩道施工ガイドライン
- 7) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省
- 8) 北海道における鋼道路橋の設計および施工指針
平成24年1月 北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会
- 9) 道路設計要領 社)北海道開発技術センター
- 10) 社)日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧、等
- 11) 社)日本建設機械化協会、社)日本橋梁建設協会等で発行する図書
- 12) 附属物（標識、照明施設等）点検要領 令和6年9月 国土交通省・道路局
- 13) 門型標識等定期点検要領（技術的助言）令和6年3月 国土交通省・道路局
- 14) 門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年4月 国土交通省・道路局

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者)

...(保護管理者)

...☐基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置がない場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。 また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	